

国立大学法人山口大学監事候補者選考委員会要項

令和2年5月20日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人法に基づき文部科学大臣が行う国立大学法人山口大学（以下「本学」という。）の監事の任命に際して、文部科学省が求めるところにより、本学が次期候補者（以下「監事候補者」という。）を文部科学省に推薦するに当たり、本学における監事の役割や求める人材像等（以下「求める人材像等」という。）を明確にした上で、透明性のあるプロセスによって選考を行うために設置する国立大学法人山口大学監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 選考委員会は、求める人材像等を定め、これに基づいて監事候補者選考を行う。

(組織)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 2人
- (3) 学長が指名する学外有識者 2人

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は、選考委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第6条 選考委員会に関する事務は、総務企画部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年5月20日から施行する。